

平成 26 年 5 月 8 日



各 位

会 社 名 株式会社 宮 崎 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 小 池 光 一
(コード番号 : 8 3 9 3 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 杉 田 浩 二
(T E L 0 9 8 5 - 3 2 - 8 2 1 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 129 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1 . 定款変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役との責任限定契約に係る規定の新設

社外取締役および社外監査役に、社外の有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 30 条（社外取締役との責任限定契約）および第 40 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、定款第 30 条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 補欠監査役の予選の効力に係る規定の新設

補欠監査役の予選の効力を 4 年とするため、定款第 35 条（補欠の監査役）を新設するものであります。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3 . 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日（木）

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
新設	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第 30 条</u> 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u>
第 30 条 ~ 第 33 条 (条文省略)	第 31 条 ~ 第 34 条 (現行どおり)
新設	<u>(補欠の監査役)</u> <u>第 35 条</u> 会社法第 329 条第 2 項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 <u>2 補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u>
第 34 条 ~ 第 37 条 (条文省略)	第 36 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)
新設	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 40 条</u> 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u>
第 38 条 ~ 第 44 条 (条文省略)	第 41 条 ~ 第 47 条 (現行どおり)